

令和 6 年度 小諸市社会福祉協議会
事業計画（案）

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

社会福祉法人小諸市社会福祉協議会

目 次

基本理念、基本方針、事業方針	1
----------------	---

1 地域福祉協働

1-1 法人運営事業

1-1-1 法人運営事業	3
1-1-2 例規集等の確認・見直し	4
1-1-3 適正な経理事務・財産管理の遂行	5
1-1-4 職員の勤務管理	6
1-1-5 福利厚生事業	7
1-1-6 小諸市社協災害対策	8
1-1-7 人材育成	9
1-1-8 ブロック社協活動	10
1-1-9 小諸市遺族会事務局	11
1-1-10 小諸市共同募金委員会事務局	12
1-1-11 日赤小諸市地区事務局	13
1-1-12 心配ごと相談事業	14
1-1-13 日常生活自立支援事業	15
1-1-14 ゆずりあえる事業	16
1-1-15 地域福祉活動のコーディネート	17
1-1-16 介護予防人材育成事業（ささえ愛サポーター）	18
1-1-17 ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業	19

1-2 社協会費事業

1-2-1 社協会費事業	20
1-2-2 リフト車・福祉用具貸与事業	21
1-2-3 福祉人材育成	22
1-2-4 災害時等住民支え合いマップ	23
1-2-5 広報活動	24
1-2-6 福祉推進委員会の設置・運営支援	25
1-2-7 地域福祉活動計画の推進	26
1-2-8 福祉学習	27

1-3 介護予防地域支援事業

1-4 一般高齢者介護予防事業

1-5 小口資金貸付事業

目次

1-6 生活福祉資金貸付事業	31
1-7 生活困窮者自立支援事業	
1-7-1 生活困窮者自立相談支援事業	32
1-7-2 生活困窮者家計改善支援事業	33
1-7-3 生活困窮者就労準備支援事業	34
1-7-4 子どもの学習・生活支援事業「まなびあえる」	35
1-8 ボランティアセンター運営事業	36
1-9 高齢者福祉センター運営事業（高齢者「こもろ元気」事業）	37
1-10 生活支援体制整備事業	38
1-11 ファミリーサポートセンター運営事業	39
2 共同募金配分事業	
2-1 高齢者福祉事業	40
2-2 障がい児・者福祉事業	
2-2-1 ふれあいまつり障害者作品展示会	41
2-2-2 希望の旅	42
2-3 住民全般福祉事業	
2-3-1 小諸市社会福祉大会（共同募金配分金事業）	43
2-3-2 緊急援護事業	44
2-3-3 緊急食糧等提供事業	45
3 障がい福祉サービス	
3-1 障がい児・者相談支援事業 （指定障がい児相談支援・指定特定相談支援事業）	46
3-2 児童発達支援・放課後等デイサービス事業	47
3-3 福祉有償運送サービス事業	48

目次

4 地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

4-1-1 総合相談支援業務 49

4-1-2 権利擁護業務 50

4-1-3 包括的・継続的ケアマネジメント業務 51

4-1-4 介護予防ケアマネジメント業務及び第1号介護予防支援事業 52

4-1-5 認知症に関する取り組み 53

4-1-6 地域包括ケアシステムの深化・推進のための活動、取り組み 54

4-2 介護給付事業（介護予防ケアマネジメント事業） 55

令和6年度 小諸市社会福祉協議会事業計画(案)

【基本理念】

地域福祉を推進する団体として、「誰もがその人らしく安心して暮らすことが出来る地域社会」を地域住民と協働で創ります。

【基本方針】

基本理念に基づいて、以下の方針で事業を展開します。

1. 住民や地域団体との協働による地域福祉の推進
2. 地域ニーズに基づいた事業の展開
3. 住民主体のサービスの実施
4. 総合的な相談体制の整備

【主な事業方針】

1. 支え合う地域づくりの推進

(1) 支え合い体制の整備

区を単位とした支え合い活動を推進するために、地区担当者の機能を強化し、区福祉推進委員会の運営を支援します。また、区を越えた圏域での支え合い活動を推進するために、生活支援コーディネーターを中心に、地域生活課題を集約し、地域住民や各種団体、行政各課等と協働し、課題の解決に向けた取り組みを進めます。

(2) 多世代のつながり作りの推進

複合型中心拠点誘導施設「こもテラス」内にある「こもれび(高齢者福祉センター)」、「市民活動・ボランティアサポートセンター」、「ファミリーサポートセンター」の機能を活かし、多世代のつながり作りに取り組みます。

(3) 福祉分野以外との協働

従来の支え合い体制の維持に加えて、市民活動分野、商工観光分野、農林業分野等、福祉以外の分野との協働を進めることで、網の目の細かい支え合い体制の構築に取り組みます。

2. 総合的な相談支援体制の強化

(1) 高齢者分野の相談支援体制の強化

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口機能の一環として、複合的な課題を抱えた世帯への支援に関する旗振り役を積極的に担うことで、支援組織間の協働体制の構築に取り組みます。

(2) 障がい児・者分野の相談支援体制の強化

障がい児通所支援事業(放課後等デイサービス)は佐久圏域で受け皿整備が進んでおり、小諸市社協としては一定の役割を終えたことから、令和6年度末で閉鎖します。閉鎖に向けた調整は、利用児童生徒及びご家族の不安の軽減を最優先します。一方、佐久圏域で

慢性的に不足している障がい福祉サービスに関する相談支援事業の体制強化を図ります。

(3) 生活困窮者分野の相談支援体制の強化

まいさば小諸では、世代や属性にとらわれず「生活者」としての困りごとに対して伴走型の支援を展開するとともに、「子どもの学習・生活支援事業」やプチバイトという福祉以外の切り口での多機関連携に取り組むことで、多様な支援の選択肢の提供ができるように取り組みます。地域包括支援センター同様、複合的な課題を抱えた世帯への支援に関する旗振り役を積極的に担うことで、支援組織間の協働体制の構築に取り組みます。

3. 災害支援に関わる取り組みの強化

長野県社会福祉協議会等と協働し、能登半島地震に関連した支援を継続します。また、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の際には、災害に関する協定を締結した関係団体に参加いただき、平時からの連携を深め、災害発生時の役割分担の整理に取り組みます。

4. 中期経営計画の策定

第 1 期発展強化計画の最終年度にあたることから、これまでの取り組みを踏まえた次期計画（中期経営計画に名称変更）の策定に取り組み、中長期的な経営戦略の立案とガバナンスの強化に取り組みます。

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-1 法人運営事業 / 総務係		
事業概要	目的	社会福祉法に基づいた適正な法人運営		
	現状	理事会・評議員会を適宜開催し、法人運営について協議しています。 第三者委員会を設置し、苦情等に対応できる環境があります。 定期的な環境整備や軽微な修繕など実施し、大規模修繕等については市と協議し、施設管理しています。		
	達成目標	① 理事会を年4回程度、評議員会を年3回程度開催します。 ② 理事・評議員の推薦団体等と協力して社協活動が地域に根付くよう活動します。 ③ 役職員研修会を年1回程度開催し、役員と職員の意見交換の場を設けます。 ④ 第三者委員会を設置し、福祉サービスへの苦情を適切に解決することでサービス利用者の満足度を高め、サービス提供者としての信頼及び適正化を確保するとともに社会福祉法人としての公益性を高めます。 ⑤ 適切な施設維持管理を行い、来所される市民等が気持ちよく利用できる環境を目指します。		
	事業の方法	対象者	理事・監事・評議員・第三者委員、職員	
		時期・頻度	理事会開催目安(5月、9月、11月、3月) 評議員会開催目安(6月、12月、3月) 第三者委員会開催目安(必要に応じて) 役職員研修会(7月)	
		内容	① 定期的な事業報告・決算報告、予算・事業計画、その他必要事項を協議します。 ②、③ 役員及び職員が顔を合わせて意見交換が行えるよう、研修会や懇親会を開催します。 ④ 苦情申立人が希望する場合は第三者委員の立ち合いをお願いします。苦情に関しては担当者が受付を行い、記録、第三者委員へ報告を行います。 ⑤-1 必要時には施設管理内の修繕します。 ⑤-2 裏の池の汚泥を撤去します。 ⑤-3 共有物品を管理し、必要な物が必要な時に使用できる環境を構築します。	
その他				
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-2 例規集等の確認・見直し / 総務係	
事業概要	目的	根拠法令等に基づく適正な事業運営を行うための例規集等の整備	
	現状	必要に応じて定款や例規集の内容を理事会・評議員会で協議し変更を行います。	
	達成目標	①理事会・評議員会において協議を行います。 ②職員の視点から例規集について確認します。 ③定款変更手続きを滞りなく行います。	
	事業の方法	対象者	理事・監事、評議員、職員
		時期・頻度	理事会を年4回程度、評議員会を年3回程度開催します。 人材戦略委員会で毎月例規集について確認を行います。
		内容	① 制度改正時は、研修会等へ参加し、例規集との整合を図ります。 ②-1 事業変更時は、各係で確認し、適宜見直します。 ②-2 人材戦略委員会で例規集の内容について確認し、変更が必要であれば提案を行います。変更後は職員へ報告を行います。 ③ 定款変更時は、滞りなく変更が行えるよう司法書士など専門家へ依頼します。
		その他	
実施状況			
今後に向けて			

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-3 適正な経理事務・財産管理の遂行 / 総務係	
事業概要	目的	会計基準に基づく適正な財産管理 社会福祉法人会計に基づいた経理事務・財産管理による効率的で安定した経営	
	現状	会計システムを活用し、各係で収支予算管理を行っています。 決算時には税理士に確認してもらい、適正な会計処理を行っています。	
	達成目標	①会計システムを各係で使用し、各係の収支予算状況の見える化を図り、会計システムの入力間違い等がないか毎月確認します。 ②適正な会計処理を行い、不正防止を図ります。	
	対象者	職員	
	時期・頻度	毎日	
	内容	①-1 会計システムの活用におけるマニュアルやルールを更新し、職員へ周知します。 ①-2 予算管理月報を作成後報告を行います。 ①-3 職員の経理に関する知識を深めるため、必要な研修に参加します。 ②-1 会計処理時は2人以上の職員で確認を行います。 ②-2 金庫内で保管している現金については、出納帳への記録と金額を複数の職員で確認を行います。 ②-3 中間決算及び年度決算時には税理士による収支予算の確認を行います。 ②-4 年度決算時には監事による監査を行います。	
実施状況	その他		
	今後に向けて		

Ⅰ.地域福祉協働

Ⅰ-Ⅰ 法人運営事業

事業名/所管部署		Ⅰ-Ⅰ-4 職員の勤務管理 / 総務係	
事業概要	目的	職員の勤務管理及び給与等の計算や源泉徴収等の業務の適正な遂行 社協規程に基づく適正な給与計算・勤務に関する書類等の作成	
	現状	タイムカードや有給休暇届、超過勤務届の管理を行っています。 給与計算、社保、各種税金関係などの手続きを行っています。 タイムカードでの勤怠管理を電子管理へ変更を進めています。	
	達成目標	①職員給与・賞与管理を適切に行い、滞りなく支払います。 ②有給休暇や超過勤務の管理を行います。 ③職員の効率的な勤務管理を行います。	
	対象者	職員	
	時期・頻度	給与月末締め、21日払い 所得税月末払い 住民税次月10日払い 社保手続きは必要時	
事業の方法	内容	①-1 給与システムで給与・賞与計算、職員情報の管理を行います。 ①-2 給与等から預かった職員の税金や社保を期日までに支払います。 ①-3 複数の係員でタイムカード等を確認し、ネットバンキングから支払いを行います。 ①-4 制度変更等に対応できるよう研修や勉強会等へ参加 ②-1 各届出書類を作成し、給与計算時に確認を行います。 ②-2 有給休暇の取得日数の少ない職員については各係長から指導を行います。 ②-3 超過勤務が著しく多い職員は各係長へ報告し、担当業務の見直し等を図ります。 ③ 勤怠管理を紙のタイムカードから、グループウェアでの電子管理へ変更します。	
	その他		
実施状況			
今後に向けて			

Ⅰ.地域福祉協働

Ⅰ-Ⅰ 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-5 福利厚生事業 / 総務係		
事業概要	目的	職員の心身の健康が維持され、日々の業務を遂行できる環境整備		
	現状	全職員の健康診断を実施しています。 インフルエンザ、新型コロナの予防接種を推奨しています。 メンタルヘルスの研修会への実施及び外部研修会へ参加しました。		
	達成目標	①社協職員の対象者全員に対する健康診断の実施及び感染症予防接種の実施を行います。 ②職員の親睦を深める機会を確保し、職員の孤立化を防ぎます。		
	事業の方法	対象者	職員	
		時期・頻度	健康診断、インフルエンザ予防接種：年1回 新型コロナウイルス予防接種：必要に応じて メンタルヘルス・ハラスメント研修：年1回	
		内容	①-1 年1回対象職員全員の健康診断の実施を行います。 ①-2 インフルエンザ、新型コロナウイルスの予防接種において勤務時間内での接種を許可し、予防接種費用の補助を行います。 ①-3 新型コロナウイルス抗原検査キットの活用。 ②-1 メンタルヘルス・ハラスメント研修を開催したり、外部研修情報を職員へ周知し、積極的な参加を促します。 ②-2 職員同士の交流の場へ参加しやすくするために、法人より親睦会への補助を行います。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-6 小諸市社協災害対策 / 総務係		
事業概要	目的	災害発生時の職員安全確保ならびに円滑な復旧活動等の遂行のための準備 被災地・者支援に係る情報集約と情報発信		
	現状	職員災害初動マニュアルの更新、小諸市社協事業継続計画（BCP）、小諸市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの更新を行っています。 災害ボランティアセンター立上訓練、避難訓練を実施しています。 災害協定先（市、JC、ライオンズクラブ）との意見交換を行いました。小諸ロータリークラブ、小諸浅間ロータリークラブ、市商工会議所と協定締結に向け調整中です。 JCのイベントに後援・参加し、平時からの連携を図っています。 東日本大震災関連のイベントなどの後援依頼などは通常業務として対応します。 令和6年能登半島地震における復旧・復興の長期化を見越し、法人体制を整えます。		
	達成目標	①現協定先との連携、新たな団体との協定締結に向け働きかけます。 ②災害発生時に迅速に対応できる準備を行います。 ③令和6年能登半島地震における復旧・復興に係る情報集約及び発信から、被災地への必要な支援を行います。		
	事業の方法	対象者	職員、利用者、県社協、協定締結団体、市危機管理課、市市民課	
		時期・頻度	避難訓練：年2回 災害ボランティアセンター立上訓練：年1回 災害関連研修会の実施：年1回 協定先との意見交換会：年1回	
		内容	①-1 協定団体のイベント等に参加し、平時からの協働で顔の見える関係に努めます。 ①-2 日頃の業務を通して災害時に協力を得られそうな団体等に働きかけを行います。 ②-1 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練や避難訓練を実施します。 ②-2 災害関連マニュアルの見直しやマニュアルを活用した研修会を実施し、係や職員の役割を明確にします。 ②-3 県総合防災訓練（担当：小諸市）へ参加し、災害時の具体的な動きを確認します。 ③-1 令和6年能登半島地震における復旧・復興に係る情報を集約し、ホームページやSNSを活用した情報発信を行います。 ③-2 関係機関と連携し、必要な人的・物的支援を被災地へ派遣調整します。 ③-3 現地へ派遣された場合には、被災者へ寄り添った支援を継続して行います。	
		その他	令和5年度事業計画「1-1-7 BCP（事業継続計画）の策定」、「1-1-18 被災者支援」、「1-2-6 防災ささええる事業」を一つにまとめました。	
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-7 人材育成 / 総務係		
事業概要	目的	計画的な職員育成による組織強化		
	現状	内外で開催される研修会へ参加しています。 局長による職員面談や各係長による係職員の面談を実施しています。 人事評価を実施しています。 各委員会を開催しています。(発展強化計画推進、研修、人材戦略、情報セキュリティ、感染対策、親睦会)		
	達成目標	①職員間で職場環境改善に向けた前向きな協議の場を設け、職員一人一人が主体的に組織運営に関われるよう、職員のスキルアップと仕事への意欲向上を目指します。		
	事業の方法	対象者	職員	
		時期・頻度	局長面談(10月頃) 係長面談・人事評価(年2回) 研修への参加(随時) 委員会開催(各委員会による)	
		内容	①-1 正規職員は一つ以上の委員会へ携わり、業務等における改善提案を行うことで、組織運営の一端を担います。 ①-2 資格取得・更新のための研修に限らず、キャリアパスモデルに記されている研修や各係で必要な研修へ積極的に参加を促します。 ①-3 職員面談を実施し、職員の抱える課題などを早期に発見し対応します。	
その他				
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-8 ブロック社協活動 / 総務係
事業概要	目的	佐久ブロック内社協圏域での課題解決に向けた社協間連携による地域福祉活動の推進
	現状	佐久ブロック事務局連絡会議への参加しています。 ボランティアフォーラムの企画、実施を佐久ブロック内の他市町村社協と協働で行っています。 長野県内社協職員連絡協議会からの情報を職員へ伝えます。
	達成目標	①佐久ブロック社協や関東ブロック社協等で行う研修の情報を職員へ周知し、他社協職員と連携する機会を提供します。 ②小諸市社協で行う研修会等について、佐久ブロック内社協へ情報提供を行い、一緒に学ぶ機会を図ります。
	対象者	職員、佐久ブロック内社協、他市町村社協
	時期・頻度	佐久ブロック事務局連絡会議(年1回) ボランティアフォーラム(年1回) 関東ブロック郡市区町村社協職員合同研究協議会(年1回) 小諸市社協内研修の情報発信(適宜)
	内容	①-1 佐久ブロック事務局連絡会議へ参加します。 ①-2 ボランティアフォーラムへの参加、情報発信を行います。 ①-3 関東ブロック郡市区町村社協職員合同研究協議会の情報発信、参加者のとりまとめを行います。 ①-4 長野県内社協職員連絡協議会から発信された情報を社内グループウェアより職員へ周知行います。 ② 小諸市社協で行う研修について、近隣市町村へ情報提供を行い、一緒に学ぶ機会を図ります。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-9 小諸市遺族会事務局／総務係		
事業概要	目的	小諸市遺族会の事務局業務を担うことにより、平和の維持とその意識醸成への貢献		
	現状	定例の役員会の開催を実行し、また小諸市遺族大会の開催も実行しています。 令和4年度には、靖国神社参拝も実行し、34名が参加した。また長野県遺族大会と追悼式が長野市のホクト文化ホールで開催され、延べ10名が参加し、付き添いました。		
	達成目標	①期初の役員会にて立案する期の事業計画を滞りなく実行します。 ②役員会と小諸市遺族大会で決定される方針に沿い、今後の同会の在り方を方向付けしサポートします。		
	事業の方法	対象者	遺族会会員 小諸市厚生課	
		時期・頻度	役員会年5回(4月、7月、9月、12月、2月) 小諸市戦没者追悼式、小諸市遺族大会(10月) 長野県遺族大会・追悼式(10月) 靖国神社参拝	
		内容	①-1 役員会は、毎回事協会議室で行い、行事の企画等を協議決定します。また重要事項は小諸市遺族大会への提案事項を決定し、大会での決議をもって最終決定とします。 ①-2 長野県遺族大会と追悼式に付き添いし、長野県遺族会長賞と長野県知事賞の受賞者に関する事務手続きを行います。 ①-3 全国戦没者追悼式出席者に関する事務手続きを、長野県遺族会事務局を通して行います。 ②-1 小諸市遺族大会の開催案内と合わせて、文章にて会員に孫世代の後継者求人活動を行います。 ②-2 所管である小諸市厚生課、上位組織である長野県遺族会事務局との窓口となり、情報の授受を円滑に行い、相互の関係性を良好に保ちます。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-10 小諸市共同募金委員会事務局／総務係
事業概要	目的	赤い羽根共同募金活動の実施と、長野県内の福祉施設等及び小諸市内の行政区やボランティア団体への配分による相互扶助意識の向上
	現状	令和4年度の募金募集は、5,310,878円(対目標96.6%)を頂きました。 それにより、令和4年度の小諸市社協へは2,757,878円が配分されました。 更にそれに基付き、27の市内のボランティア団体に令和5年度事業費補助として、合計967,600円を配分し、また応募のあった6行政区に、合計282,979円を配分しました。
	達成目標	①募金額は、住民の高齢化に起因する前年度から十数万円の自然減はやむなしとしても、それ以外の原因による激減がなき様努めます。 ②配分では、多くの団体や行政区が配分を受けられる様に広報宣伝に努め、配分金額を決定する配分委員会においては、適正な配分となる様、協議内容を更に充実します。
	対象者	小諸市民、民生・児童委員、その他(小諸市で勤務されている方や法人等)
	時期・頻度	共同募金(10~12月) 配分委員会(11月)
事業の方法	内容	①-1 戸別募金は隣組システムを利用し、区役員様にご尽力頂き各戸を訪問頂きます。 ①-2 法人募金は、民生・児童委員さんにご尽力頂き、法人(商業施設、商店、工場など)に訪問頂きます。 ①-3 学校募金は、小中学校に募金箱を置いて頂き、児童や生徒より募金頂きます。 ①-4 職域募金は、東信教育事務所、市役所、社協の職員さんより募金頂きます。 ①-5 募金箱募金は、浅間南麓医療センターなどの施設に募金箱を置かせて頂き、来場するご利用者様に募金頂きます。 ②-1 9月~11月に行政区やボランティア団体へ公募により申請を募り、配分委員会にて決裁された区や団体に配分金を振り込みます。 ②-2 配分委員会において配分方法の見直しを検討します。(活動内容に応じた配分額への反映等)
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働
1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-1 日赤小諸市地区事務局／総務係		
事業概要	目的	日赤活動資金や災害義援金募金活動による相互扶助意識の向上 市内赤十字奉仕団活動の機能維持		
	現状	令和5年度の活動資金は、5,526,520円(対目標91.9%)を頂きました。 令和4年度の累積義援金は1,395,881円、令和5年度の途中(6月まで)では417,672円を頂きました。 令和5年6月に、ここ十数年では初めての小諸市赤十字奉仕団委員会を開催しました。		
	達成目標	①活動資金の募集では、住民の高齢化に起因する前年度から十数万円の自然減はやむなしとしても、それ以外の原因による激減がなき様努めます。 ②義援金では、社協に義援金箱の設置を継続する。市内での被災者には援護品、見舞金を支給します。 ③奉仕団活動では、年1回以上の委員会を開催し、奉仕団同士の横のつながりの向上に努めます。		
	事業の方法	対象者	小諸市民、日赤奉仕団員、その他日赤活動にご協力いただける方	
		時期・頻度	日赤活動資金(5～6月) 義援金(大規模災害等) 奉仕団委員会(6月)	
		内容	①-1 活動資金の募集は、隣組システムを利用し、区役員様にご尽力頂きます。募集した募金は、長野県支部へ納付します。 ①-2 区への交付金の事務処理を行い、赤十字奉仕団含む区での防災援助の促進を行います。活動資金応募の個人実績は、専用のアプリケーションソフトを使い、データベース管理を行い、日赤長野県支部の指示に従いその情報を提出します。 ② 義援金は、社協、こもテラス、こもれびに募金箱を設置し日赤長野県支部に納付します。 ③ 奉仕団活動は、委員会にて活動の詳細内容を協議し、各区の奉仕団におき、それに従って活動して頂きます。事務局はそのスムーズな運営の支援を行います。また赤十字奉仕団県支部の指示に従い研修会等への団員参加を推進します。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-12 心配ごと相談事業／総務係		
事業概要	目的	心配ごと相談に応じ、市民の福祉の向上を図ります。		
	現状	・現在、対応しているケースは1件。月に1回の頻度で電話対応を行っている。 ・主な心配ごとは家計、家族関係、就労、ひきこもり等の関係であり、まいさぼ（生活困窮者自立相談事業）で対応を実施。高齢者からの相談は地域包括支援センターへつないでいるため、心配ごと相談に対する窓口が整理されている。		
	達成目標	①さまざまな相談内容に応じて関係機関と連携した支援を継続します。 ②窓口が整理されている状況下での本事業の在り方を検討します。 ③結婚相談をマッチングシステムを活用したものにリニューアルし、出会いのきっかけを提供します。		
	事業の方法	対象者	市内在住者	
		時期・頻度	通年。心配ごと相談があった際に対応。	
		内容	①相談に対し傾聴を行い、必要があれば関係機関へつなぎます。 ②各種相談窓口が整理されているなかで、心配ごと相談の位置づけの議論を始めます。 ③県マッチングシステムを導入し、相談日時や相談員を配置します。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-13 日常生活自立支援事業/総務係		
事業概要	目的	判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用を援助することで地域において自立した生活が継続できる支援体制の構築		
	現状	契約者数に大きな変動はありませんが、新たに利用に向けた相談は令和5年4月から12月現在で5件あります。内2件は生活保護受給世帯の利用相談でした。 本来の目的である福祉サービスの利用援助ではなく金銭管理・通帳の預かりを目的とした相談が多い現状です。 身寄りのない方や、判断力の著しい低下が見られる方の利用相談もあり、成年後見制度への繋ぎが求められています。 また、管内社協(立科町)の単独実施のためケース移管を進めています。		
	達成目標	①本事業を必要としている方が適切に利用できるよう、相談者、関係機関等と連携し丁寧な相談対応を行います。 ②成年後見制度の利用促進や後見人等とのネットワーク構築に向けた検討を行います。 ③金銭管理・財産保全サービス(独自事業)について、現状ニーズの把握と事業の必要性を検討します。		
	事業の方法	対象者	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な方で本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる方。	
		時期・頻度	通年 新規相談、契約者からの相談は随時行います。 契約者の金銭支援については個別の支援計画書に基づき行います。	
		内容	①-1福祉サービスの利用援助を行います。 福祉サービスを利用する、利用を辞める等に必要手続きや、利用料の支払い等の福祉サービスを適切に利用する為の一連の援助。 ①-2日常的な金銭管理サービスを行います。 公共料金や医療費、日用品等の代金を支払う手続き。 年金および福祉手当等の受領に必要な手続き。 ①-3書類の預かりサービスを行います。 小諸市社会福祉協議会金庫内で年金証書や銀行印等の預かりを行う。 ②成年後見制度や権利擁護ネットワーク会議等へ参加し、現状を把握します。 ③本事業の該当にならない金銭管理の相談事例を積み重ね、現状のニーズ把握を行い、独自事業の必要性を内部検討を進めます。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-14 ゆずりあえーる事業/地域福祉係
事業概要	目的	地域に埋まっている資源(資材)を掘り起こし、必要としている人に活用してもらうことでの相互扶助意識の向上
	現状	・登録だけなので法人内で用具の保管、管理などが不要です。 ・必ずしもマッチングできないことがあります。(譲りたい方が処分したくてもできない、譲られたい方もいつ手に入るか分からない。) 令和5年度実績:登録件数20件、うち成立7件
	達成目標	①譲りたい方、譲られたい方のコーディネートを行います。
	対象者	・用具を譲りたい方 ・用具を譲られたい方は、小諸市民とし、原則として社協会員の方(社協会費納入者)
	時期・頻度	通年 広報誌「ささえーるこもろ」に1度、ホームページは6ヶ月間掲載。
	内容	①-1家庭で使わなくなった譲りたい物の登録を受け付けます。 ①-2譲ってほしい物の登録を受け付けます。 ①-3「譲りたい方」と「譲られたい方」の情報のみマッチングします。 ①-4マッチング成立まで現品は「譲りたい方」で保管し、マッチングした場合は当事者同士で連絡、受け渡しを行います。 ①-5市民活動団体などとの連携を強化していきます。
実施状況	その他	・壊れていないもので、無償で譲渡できるものです。 ・用具によっては未使用なものです。 ・電気製品の安全と品質は「譲られたい方」の責任となります。
	今後に向けて	

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-15 地域福祉活動のコーディネート/地域福祉係	
事業概要	目的	「誰も孤立させない区」にむけた区や地域の支え合い活動の支援	
	現状	8地区に地区担当者を配置、民生・児童委員地区会や区役員会等に参加し、日々の支え合い活動における情報収集及び相談支援を行い、得られた情報を法人内で共有しています。併せて個別ケースの相談にも応じ、必要な機関へつなげるなど各地区に適したコーディネートを実施します。	
	達成目標	①引き続き、各区との顔の見える関係づくりを継続し、今ある支え合い活動を基盤に支え合い体制の推進に取り組みます。 ②市内の地域資源の把握及び整理に努めます。 ③地域づくりにおける地区担当の役割を整理します。	
	事業の方法	対象者	市民
		時期・頻度	随時
		内容	①8地区に地区担当者を配置し、民生児童委員地区会や各区での支え合い活動に関する会議等に参加し、情報収集（地域資源や地域課題等）や情報提供を行います。 ②法人内（生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーター等）と連携し、既存の地区台帳を基に市内の地域資源の把握及び整理に努めます。 ③地域づくりにおける地区担当の役割を整理できるよう、地域福祉コーディネーター研修などを受講し、法人内で検討を進めます。
その他			
実施状況			
今後に向けて			

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-16 介護予防人材育成事業(ささえ愛サポーター)/地域福祉係
事業概要	目的	高齢者が地域の中で、居場所と生きがいをもって生活が送れるような高齢者の福祉増進
	現状	・介護予防地区指導者の育成研修を開催。 ・介護予防地区指導者の活動の支援、連絡会の運営。
	達成目標	①介護予防地区指導者(研修を修了した者)が、研修を活かし、地域にて自主的な介護予防教室が開催できるよう支援します。
	対象者	地域での介護予防に関心のある住民
	時期・頻度	年間10回程度
事業の方法	内容	①-1介護予防活動の実践及び運営に係る知識等を習得するための研修を開催します。 ①-2研修内容に沿って効果的に遂行できる講師を選定します。 ①-3介護予防地区指導者の活動支援及び連絡会の運営を行い、継続的な資質向上を図ります。 ①-4受講者が将来地域活動(介護予防教室等)のスタッフとしてサポートしてもらえるよう、実際の地域での活動事例を紹介するなど働きかけを行います。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-1 法人運営事業

事業名/所管部署		1-1-17 ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業/地域福祉係	
事業概要	目的	ひとり暮らし高齢者の安否確認および孤独感の解消を図ることによる高齢者福祉の推進	
	現状	対象者がかなり少なく、(現在4名)電話する時間帯に通院などにより不在の事も多いです。聴力低下によりコールしても聞こえない方もいます。	
	達成目標	①電話及び手紙によるコミュニケーションを行うことにより、高齢者の安否確認及び孤独感の解消を図ります。 ②本事業が必要な方に事業が届くよう周知を行います。 ③本事業がより有益なものとなるよう、今後のあり方に関して委託元と協議します。	
	事業の方法	対象者	市内在住独居の77歳以上の高齢者
		時期・頻度	◆あんしんコール事業:高齢者ひとりにつき、毎週1回 ◆ふれあいレター事業:高齢者ひとりにつき、年間5通目安
		内容	◆あんしんコール事業 ①-1電話にて安否確認等を行います。 ①-2民生委員との連携を図ります。(事業開始時に、担当民生委員へ連絡する。また、5日以上電話をかけても連絡の取れない対象者があった場合は、民生委員へ連絡し様子確認の依頼を行う。) ①-3通話時の異変に対応します。(通話時に異変を感じた際は、民生委員や地域包括支援センターと連携し、現地へ出向き対応する。) ②対象者が減少傾向にあることから、民児協地区会や市内介護支援専門員等へ周知を行い新規利用者獲得のため働きかけを行います。 ③委託元と対象像や通信媒体などを含め、今後の事業のあり方について協議を進めます。 ◆ふれあいレター事業 ①高齢者の孤独感の緩和に資する工夫を行います。
その他			
実施状況			
今後に向けて			

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-1 社協会費事業 / 総務係
事業概要	目的	地域福祉推進のため、各地区の福祉活動や社協の活動財源として地域住民に理解いただき、納入いただきます。各地区の福祉活動等への相互扶助意識の醸成
	現状	令和5年度実績 一般会費:7,023,600円 法人会費:292,000円 毎年20万円ほど自然減がみられます。近年、募金等に関する新聞記事などから「強制ではないか」という声が多く聞かれますが、あくまでも任意のものであり、地域住民で福祉を支えるためのものであることを強調しています。 集金については区役員の皆様に協力いただいておりますが、負担が大きいとの意見もあり、集金方法について検討が必要な状態です。
	達成目標	令和6年度目標額 一般会費:6,800,000円 法人会費:250,000円 ①社協会費納入を通して、地域福祉を推進する会員として関心を持ってもらい、社協活動、地域福祉活動について考える取組とします。
	対象者	住民、小諸市内に事業所のある法人
	時期・頻度	8月初旬
	内容	①-1 8月初旬に各区の協力のもと、チラシ・納付書を全戸配布し、社協会費への理解を深めます。 ①-2 法人や団体へチラシと申込書を送付します。関わりのある法人等には直接依頼を行います。 ①-3 12月に各区へ納付金額の20%を還元します。 ①-4 納入いただいた法人は社協広報誌「ささえーる」やホームページに法人名等を掲載します。 ①-5 住民が理解しやすいチラシや情報発信を行います。
実施状況	その他	集金方法変更に向け、より良い方法を検討していきます。 社協会費の用途について福祉活動など改めて検討します。
	今後に向けて	

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-2 リフト車・福祉用具貸与事業 / 総務係
事業概要	目的	外出等に制限がある人の社会参加する機会を確保し、その人らしい生活の実現を支援します。
	現状	リフト車貸出契約数は令和5年度減少がみられました。車いす貸出は継続利用の方が多く、ホームページから事象を知って来られる方もおり、貸出件数は微増となっています。外出する機会が増え、通院目的に限らず、観光等を目的とする利用者が多くいます。
	達成目標	①より多くの方が本事業を活用できるよう、情報発信方法を工夫します。 ②民間団体や企業と連携し、社協での支援が困難な場合は関連企業等へつなげます。
	対象者	高齢者、障がい者、けが等による一時的な身体不自由者
	時期・頻度	通年
	内容	①-1 受付簿を作成し、利用状況の確認を行います。利用状況についてはシステム上で管理します。 ①-2 リフト車貸出では、年度ごとに契約し、リフト車を貸し出します。 ①-3 定期点検の実施や必要な修繕等を行い、貸出するリフト車や車いすの安全を確保します。 ②-1 利用目的や相談内容をお聞きし、必要に応じて関係機関へつなげます。 ②-2 利用者のニーズに対応できない場合は、レンタカーやタクシー業者、福祉用具業者等をご案内します。
実施状況	その他	
	今後に向けて	

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-3 福祉人材育成/総務係
事業概要	目的	将来の福祉人材を育成します。
	現状	・佐久大学、長野大学の2校の養成校からSW実習ⅠおよびⅡの受入を行っています。(各校2名のⅠ・Ⅱで計8名) ・実習指導者は現在6名。新カリキュラムでのプログラムが昨年度から始まっています。 ・中学校の職場体験の受入は現在依頼なく、行っていません。
	達成目標	①地元の福祉系大学の学生の受け入れを継続し、ソーシャルワークの基本となる個別支援、地域支援を学べる環境を活かした実習プログラムを提供します。 ②よりよい実習時間となるよう養成校や他の実習受入施設と情報交換等の機会に参加します。
	対象者	養成校の学生
	時期・頻度	夏季・春季
	内容	①各係の特色を生かした個別支援と地域支援の連続性のあるプログラムの立案を行います。 ②-1各養成校の情報交換会などに参加します。 ②-2法人内の実習指導者の受講資格のある職員が研修を受け、法人内のチームとして実習指導ができる体制を継続します。
実施状況	その他	
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-4 災害時等住民支え合いマップ/地域福祉係
事業概要	目的	災害時等、区に誰も取り残さない仕組みづくりを推進します。
	現状	・新型コロナウイルス感染症の影響で長らく更新ができなかった区から、マップの説明と更新を希望する声が相次いでいます。(8区) ・要請があった区には職員が出向きマップの意義や活用方法等について説明を行い、区独自で更新を進める場合は更新に係る備品の貸出を行っています。
	達成目標	①最新の情報をマップへ落とし込む過程を通して、地域住民の防災意識の向上を支援します。区の情報を視覚化することで区内のつながりを再確認し、常日頃から誰も孤立させない支援体制の整備及び強化を図ります。
	対象者	区長、区役員、民生・児童委員、福祉推進委員、地域住民 等
	時期・頻度	・年1回程度(区によって頻度は異なる) ・時期不問
	内容	①-1各区からの要請に応じて職員が更新の場に同席し、マップの説明を行います。更新の動きがみられない区へはアプローチし、地域住民と連携を図ります。 ①-2区の実情に合わせたマップの更新及び活用方法が標準化できるよう、地域住民とともに検討します。 ①-3社協広報誌「ささえーるこもろ」への記事掲載等、メディアを活用することで本事業の啓発に努めつつ、定期的なマップ更新を促します。 ①-4年1回各区に調査票を配付し、マップ更新状況を把握します。 ①-5個別避難計画と併せて本事業が有効活用されるよう、引続き関係機関と協議を重ねます。
実施状況	その他	
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-5 広報活動/総務係
事業概要	目的	当会の事業や地域活動等を紹介し、福祉への理解の啓発を行います。
	現状	HPの一新、SNSを使った発信の研究、運用内規の整備 社協情報誌「ささえーるこもろ」の発行（年5回） ささえ愛♡チャンネルの毎月放映（全13回）
	達成目標	①広報全般に関する所管部署を整理します。 ②最新の情報が届けられるよう、HPの年間更新計画に沿って発信します。 ③タイムリーな情報が発信できるようSNSを活用した情報を発信します。 ④事業や地域活動の情報を掲載した情報誌を年5回以上発行します。
	対象者	住民、関係機関
	時期・頻度	HP、SNS:適時 情報誌:年5回以上
	内容	①広報活動を業務として位置づけ、所管する部署を明確にし体制を整えます。 ②更新する情報の年間計画を作成し、定期的な更新を行います。 ③タイムリーな情報は、InstagramやX(旧Twitter)を活用します。 ④地域活動や当会の事業を理解につながるよう、住民目線での記事を作成し、発信してきます。
実施状況		その他
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-6 福祉推進委員会の設置・運営支援/地域福祉係		
事業概要	目的	各区に設置し、区の支え合い活動の継続を図ります。		
	現状	・小諸市内全68区に設置されています。 ・構成メンバーや規模、活動内容等は区ごと異なります。		
	達成目標	①委員会と連携、情報共有を行うことで活動内容の実態と運営に係る課題を把握します。 ②各区の実情に合った方法で委員会が設置されるよう、継続的に相談支援を実施します。		
	事業の方法	対象者	区の支え合い活動に関わる地域住民	
		時期・頻度	通年	
		内容	①年1回各区に調査票を配付し、地区担当や生活支援コーディネーターと連携し活動の実態把握に努めます。 ②-1設置区に年間10,000円の補助金を交付します。 ②-2福祉推進委員会の運営に係る相談支援を行い、区の実情に合わせた運営方法を地域住民とともに検討する場を持ちます。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

事業名/所管部署		1-2-7 地域福祉活動計画の推進/地域福祉係
事業概要	目的	市と一体的に作成する地域福祉計画・地域福祉活動計画が毎年度の事業計画や発展強化計画と連動するよう本計画を推進していきます。
	現状	第1次計画が2020年4月～5か年計画で策定されています。(～令和6年度まで) 毎年度の評価をしながら進捗管理をしています。 令和6年度は次期計画の策定期間になります。
	達成目標	①次期計画策定に向け、市と一体的に策定に取り組めます。 ②毎年度の事業計画に反映できるよう、地域福祉活動計画の進捗や概要を共有します。
	対象者	市、法人役職員、住民、関係機関
	時期・頻度	適時
	内容	①次期計画策定に向け、審議会事務局会議で役割分担をし、一体的な計画策定に取り組めます。 ②法人全体に係る計画でもあり、各事業計画が同じ方向性を持った計画となるよう、法人全体で共有する機会を持ちます。
実施状況	その他	
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-2 社協会費事業

1-2 社協会員事業		1-2-8 福祉学習/地域福祉係		
事業名/所管部署		1-2-8 福祉学習/地域福祉係		
事業概要	目的	学習を通じて福祉を自分事として捉え、地域共生社会の推進を図ります。		
	現状	・小諸市内の小、中学校から福祉学習の依頼を受けています。(令和5年:小学校1校延べ1回、中学校2校延べ10回) ・小諸市外の学校に福祉学習に係る物品の貸出を行っています。(令和5年:佐久市の大学に高齢者疑似体験セット貸出)		
	達成目標	①福祉学習の内容に合わせてコーディネートを行い、市内各機関や当事者と連携しながら学習活動を展開します。		
	事業の方法	対象者	小諸市内の小・中学校 等	
		時期・頻度	通年	
		内容	①-1 要望に応じた学習内容を提供するために、法人内の他係や市内事業所等の各機関と連携します。 ①-2 社協広報誌「ささえーるこもろ」への記事掲載等、メディアや校長会などの機会を活用しながら、市内学校及び地域に向けて本事業の周知に努めます。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-3 介護予防地域支援事業

事業名/所管部署		1-3 介護予防地域支援事業/地域福祉係
	目的	高齢者の社会参加を促し、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。
	現状	新型コロナウイルス感染症が5類に移行した事により開催地区が増加、徐々にコロナ前の活動に戻りつつある中で、地区により開催回数に偏りがあります。
	達成目標	①高齢者の身近な地域における交流の場（給食会、介護予防教室、お茶会、世代間交流等）が、住民主体により開催されることを支援します。
	事業概要	市内在住の概ね65歳以上の高齢者
事業の方法	時期・頻度	通年 各地区より依頼があった時
	内容	①-1地区の事業内容の要望に合わせて講師の派遣調整を行うと共に、地区役員の相談役となり開催における困りごとなどキャッチし、いつでも対応できる体制を構築します。 ①-2開催数の少ない地区に対し、開催数の増加に向けてのサポーター研修や説明会等において呼びかけを行います。 ①-3地域のニーズにあわせ、ぼらせんこもろや市内福祉施設等と連携し新たな講師を発掘、講師派遣の充実を図ると共に、設定された基準に基づき講師謝礼金の支払いをします。 ①-4計画に合わせて各種備品の貸し出しをします。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-4 一般高齢者介護予防事業

事業名/所管部署		1-4 一般高齢者介護予防事業/地域福祉係
事業概要	目的	高齢者の社会参加を促し、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。
	現状	【健康達人区らぶ】 新型コロナウイルス感染症が5類に移行した事により開催地区が増加しました。年々夏日の開催は酷暑になり熱中症の心配がある中で、真夏の開催については開催の中止を促しました。 【こもれびサロン】 仲間づくり、人と人との関わりも良く、新規参加者も参加しやすい時間になっています。最近男性参加者も増えはじめています。 【こもれび達人】 今年度より月1回～2回試験的に実施、開始当初より僅かではあるが徐々に増えており、地区の参加が叶わなかった参加もみられました。
	達成目標	①高齢者の身近な地域において介護予防教室等の実施を通じて、高齢者が要介護状態等となることの防止や虚弱な状態の軽減及び悪化の防止を図り、生活機能を維持につながるよう行います。人と人とのつながりを保つことにより高齢者の生活の質の向上に努めます。
	対象者	市内在住の概ね65歳以上の高齢者
	時期・頻度	【健康達人区らぶ】各区において月1回程度開催 【こもれびサロン】週2回程度開催 【こもれび達人】月2回程度開催
	内容	【健康達人区らぶ】 ①-1事業目的に沿った内容となるよう月毎のテーマを設定し、テーマごとに専門家の意見等を参考にしながら年間計画を立案し、内容の充実を図ります。 ①-2参加者の少ない区に対して増員の働きかけを行い、開催回数の少ない区に対しても回数が増えるよう同様の働きかけを行います。 ①-3高齢者が身近な地域における人と人とのつながりを維持できるよう、継続的な参加や該当者の新規参加を促すための工夫を図ります。 ①-4酷暑時等、参加者の体調リスクに配慮した開催をします。 【こもれびサロン】 ①-1高齢者の興味関心を通しての介護予防・仲間づくり・参加者同士の交流・健康相談の継続を図ります。 ①-2新規利用へつなげるため、新たな内容を取り入れると共に、情報誌やHPなど活用し市民へ働きかけを行い、実際の利用者が広報媒体となるよう働きかけを行います。 【こもれび達人】 ①-1区の達人区らぶへの参加が難しい高齢者へ向けて開催、達人つうしん等で周知を行い、区を単位としない高齢者の通いの場となるよう働きかけを行います。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

Ⅰ.地域福祉協働

Ⅰ-5 小口資金貸付事業

事業名/所管部署		Ⅰ-5 小口資金貸付事業/総務係
事業概要	目的	緊急的かつ一時的に資金が必要と認められた者に貸付をすることで、生活支援・生活再建を図ります。
	現状	「給料日や年金支給日まで生活費が不足している」「突発的な支払いにより生活費が不足している」「ライフラインの支払いが一時的に困難」などの相談があります。慢性的に収入が低い世帯の相談が多く、生活保護申請中や受給中の相談者への貸付が4割程度を占めています。年1回償還督促業務をおこない、生活状況の把握、不能欠損処理等をおこなっています。
	達成目標	①貸付を希望する背景や生活課題の全体像を捉え、生活困窮者自立支援事業や行政と連携・連動しながら、生活再建につながるよう相談支援をします。 ②貸付後の償還状況把握、生活状況や家計状況等確認のフォロー支援をおこないます。
	対象者	市内在住者
	時期・頻度	通年
	内容	①-1貸付を希望する背景に着目し、他制度や他機関が優先できる場合は紹介、他機関へつなぎます。 ①-2緊急時には市と連携しながら一時的な貸し付けをおこないます。 ②貸付後、返済が滞ったら電話連絡や訪問をし生活状況の確認、相談支援を行います。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-6 生活福祉資金貸付事業

事業名/所管部署		1-6 生活福祉資金貸付事業/総務係		
事業概要	目的	長野県社会福祉協議会から委託を受け、低所得者、障がい・高齢者世帯に対する資金貸付の相談窓口、申請手続きを支援し、生活支援・生活再建を図ります。※資金の貸付元は長野県社会福祉協議会		
	現状	県社協貸付担当と随時相談し、生活再建につながるよう相談支援、申請手続きをおこなっています。 新型コロナウイルス特例貸付は令和4年9月末ですべて終了しそれ以降は従来の生活福祉資金貸付制度で対応しています。傾向としては母子世帯の教育支援資金貸付や緊急小口資金の相談が多いです。 令和5年1月1日から新型コロナウイルス特例貸付の返済が開始され、主に借受人が外国籍、高齢者、何らかの特性がありひとりでの文章理解や手続きが困難な方の問合せ対応や免除申請・償還猶予申請の手続き支援、返済が困難な方への相談支援を継続しています。		
	達成目標	①貸付を希望する背景や生活課題の全体像を捉え、生活困窮者自立支援事業や行政と連携・連動しながら、生活再建につながるよう相談支援をする。 ②新型コロナウイルス特例貸付償還に関するフォローアップ支援について検討します。		
	事業の方法	対象者	市内在住者	
		時期・頻度	通年	
		内容	①-1 貸付を希望する背景に着目し、他制度や他機関が優先できる場合は紹介、他機関へつなぎます。 ①-2 貸付後、状況に応じて必要な時には、電話連絡や訪問をし生活状況の確認、相談支援を行います。 ①-3 長野県社会福祉協議会の償還指導に協力します。 ②-1 特例貸付した世帯において、フォローの必要性の優先度の高い世帯属性を整理し、効果的なフォローアップ支援について検討します。	
その他				
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-1 生活困窮者自立相談支援事業/ 地域福祉係(小諸市生活就労支援センターまいさぼ小諸)
事業概要	目的	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対して、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言をおこなうとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する就労支援等さまざまな支援を一体的かつ計画的におこなうことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。
	現状	世代や属性に捉われないすべての生活困窮者や複合的な課題を抱える方・世帯に対して伴走支援をおこなっています。各種丁寧な相談対応、関係機関への責任あるつなぎ、世帯を取り巻く支援ネットワークの構築をしています。 (令和5年度上半期は新規相談件数月平均9件、相談対応延べ件数月平均301回。)
	達成目標	①経済困窮、社会的孤立等様々な課題に対して状況に応じた支援をおこない、生活保護に至る前の段階からの自立の促進を図ります。
	対象者	生活保護受給者を含まない、生活に困窮している方。
	時期・頻度	通年
	内容	①-1相談者の困りごとに寄り添い、他機関多職種と連携し伴走支援をします。 ①-2支援プランを作成し支援調整会議で関係機関との役割分担等について調整をおこないます。 ①-3必要に応じてハローワークへ同行支援をします。
実施状況	その他	
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-2生活困窮者家計改善支援事業/ 地域福祉係(小諸市生活就労支援センターまいさぼ小諸)
事業概要	目的	家計収支全体の改善等を図る観点から、生活困窮者の家計等に関するきめ細やかな相談支援を強化して家計管理能力を高めることを計画的に支援します。
	現状	家計の状況を把握、現状に至った背景を探り、助言や関係機関(ライフライン業者)との連絡調整をおこなっています。債務相談については法テラスに依頼し弁護士相談を調整し同席しています。
	達成目標	①家計の可視化を図り、相談者と共に課題についての対策を考え、生活再建につながる支援をします。
	対象者	生活に困窮し、家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援が必要と認めた方。
	時期・頻度	通年
	内容	①-1相談者自身による家計における課題発見にかかわる支援を行います。 ①-2家計における目標を設定し、家計の再生に向けての支援を行います。 ①-3支援対象者自ら家計管理を継続していける支援を行います。
実施状況	その他	
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-3 生活困窮者就労準備支援事業/ 地域福祉係(小諸市生活就労支援センターまいさぼ小諸)
事業概要	目的	一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的に支援します。
	現状	令和5年度上半期、プチバイト1件利用で、準備事業に取り組んだ件数は0件でした。来年度は就労準備に力を入れます。
	達成目標	①就労へ向けた準備期間の支援を通して、自立若しくは他機関とつながるまで支援します。 ②就労体験(プチバイト)の場を開拓し、相談者が地域の事業所、企業等と繋がり社会体験ができる機会の場の提供に取り組めます。 ③本事業の目指す姿について理解を深め、事業展開に活かせるよう取り組みます。
	対象者	生活に困窮し、就労までに準備が必要と認めた方。
	時期・頻度	通年
	事業の方法 内容	①-1事業周知のためのチラシ作成し、配付します。 ①-2日常生活自立・社会自立・就労自立に関する支援の視点で就労準備支援プログラムの作成し、支援を行います。 ②プチバイト事業所の開拓に取り組めます。 ③他市まいさぼに情報収集を行い、県社協に助言を仰ぎ、研修などに参加します
	その他	プログラム作成支援の実施期間は1年を超えない範囲となります。
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-7 生活困窮者自立支援事業

事業名/所管部署		1-7-4 子どもの学習・生活支援事業「まなびあえる」/ 地域福祉係(小諸市生活就労支援センターまいさば小諸)		
事業概要	目的	生活保護世帯及び生活困窮者世帯の子どもを対象とし、基礎学力の向上のための学習や学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校への進学及び卒業を支援する事で子どもの将来の社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止します。		
	現状	令和5年上半期では2名の利用者に対して実施をしています。 訪問型で、ご自宅で宿題や長期休みの課題を進める事や面談を行っています。 本人に対する学習面への支援だけでなく、親や兄弟も子どもの学習・生活支援事業をきっかけに支援の手を伸ばす事が出来ています。		
	達成目標	①事業を必要としている方へいきわたるよう周知や関係機関との連携を図ります。 ②学習習慣の定着や生活力の向上等を目的に、環境や内容等、個々に合わせた支援を柔軟に行い、利用者のみならず世帯全体の支援を可能とし貧困の連鎖を止める一助になるよう努めます。		
	事業の方法	対象者	生活保護世帯及び生活困窮世帯の小学生から中学生までで対象と認めた児童・生徒。	
		時期・頻度	通年。 原則として週に1回、訪問の場合は1日2時間以内、施設開所の場合は1日5時間以内での実施。	
		内容	①-1行政関係課、教育機関、関係機関と連携を図りながら、事業が必要な方に情報が届くよう周知します。 ②-1学習支援として、学校の勉強や課題等の全般的な学習支援の他、学習習慣の定着を目指し対象者の状況に応じた支援を行います。また適時関係機関と情報共有を行います。 ②-2その他、対象者及びその保護者に対して、日常生活や家庭での学習・生活習慣についても助言及び支援を行います。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

Ⅰ.地域福祉協働

Ⅰ-8 ボランティアセンター運営事業

事業名/所管部署		Ⅰ-8 小諸市市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業/総務係
事業概要	目的	市民活動等を総合的に支援するとともに、その推進を図ります。
	現状	・ボランティアコーディネーターを2名配置し、市民活動を支援しています。 ・「市民活動を行っていないが、興味がある」という人がどれだけいるか、実態がつかめていません。
	達成目標	①ボランティアコーディネーターを配置し、市民活動に興味がある方とつながり、活動を後押しすることで市民活動を広げていきます。
	対象者	市民活動を行っている人、これから行おうとしている人(興味がある人)など
	時期・頻度	通年
	内容	①-1市民活動等に関する情報の収集、提供及び発信をします。 ・活動の取材やインターネット・新聞等による情報収集 ・ホームページ・facebookの更新、広報こもろへの掲載(年6回)します。 ※より多くの方に情報が届くような工夫が必要 ①-2市民活動等に関する相談・コーディネートをします。 ・活動資金・拠点、仲間集めに関すること等、市民活動に有用な情報を提供 ・活動したい人・してほしい人をそれぞれのニーズに合わせてマッチング ①-3市民活動等に関する啓発及び人材育成に取り組みます。 ・活動に興味がある人と新たにつながるため、地域や企業等へ出向く ・活動者をゲストスピーカーとして、市民活動に関する講座を開催 ①-4市民活動等に関する活動及び交流の機会の提供に取り組みます。 ・情報交換会を年数回開催 ①-5適切なセンターの維持管理を行います。
実施状況	その他	
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-9 高齢者福祉センター運営事業

事業名/所管部署		1-9 高齢者『こもろ元気』事業 /総務係		
事業概要	目的	高齢者が心身ともに健康で明るい生活を送るよう推進します。		
	現状	こもれび利用者は入浴を含めてコロナ禍から徐々に利用増となっています。 また自主事業の新たな取り組みで『こもれび講座』を開設し、試験的に開催しています。心身共に健康維持を目指すものとして、ストレッチ・音楽療法・落語などの内容を実施しました。		
	達成目標	①高齢者が要介護状態等となることの防止や虚弱な状態の軽減、生活機能を維持するための各種講座を開催し、健康の増進につなげます。 ②高齢者クラブの活動に対する運営支援を行います。		
	事業の方法	対象者	市内在住の60歳以上の高齢者	
		時期・頻度	【こもれび】 通年 【こもれび講座】 2ヵ月に1回	
		内容	①-1施設の適切な管理運営を行います。 ①-2各種相談事業及び健康の増進、教養向上及びレクリエーションに関する企画及び実施、特に自主事業(こもれび講座)の企画実施に努めます。 (試験的に実施した内容を分析、高齢者の関心がある講座を企画し、内容はジャンルを問わず無料・有料講座を企画し、気軽に体験してもらえるよう働きかける。) ①-3社協報や広報こもろ、HPなど活用し広報活動をするとともに、参加者が広報媒体となることを期待し、参加者が増えるよう努めます。 ②高齢者クラブ活動・運営に対する支援に取り組みます。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

1.地域福祉協働

1-10 生活支援体制整備事業

事業名/所管部署		1-10 生活支援体制整備事業/地域福祉係
事業概要	目的	高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を続けるため、支援体制の充実及び強化を図ります。
	現状	・第1層生活支援コーディネーターを1名、第2層生活支援コーディネーターを2名配置して活動しています。 ・小諸市にある様々な機関と連携し、地域資源の発見・創出に努めています。 ・令和5年からは「高齢者の移動支援」を課題として本事業に取り組んでいます。
	達成目標	①介護保険では対応しきれない潜在的なニーズを把握するために、健康達人区らぶや介護予防教室等の元気高齢者の声を集めます。 ②他事業所と協働し、ニーズと生活支援等サービスのコーディネートを行うことで、ニーズの解消に努めます。
	対象者	市内在住の概ね65歳以上の高齢者
	時期・頻度	通年 ・生活支援体制整備推進会議は年数回開催。 ・生活支援コーディネーター連絡会議は毎月1回開催。
	内容	①地区担当や健康達人区らぶ、介護予防教室等の参加者と連携し、地域課題の実態把握に努めます。 ②-1第1層(市全域)及び第2層(市内の各中学校区域)を単位とし、地域資源の創出とニーズとサービスのマッチング活動等を行います。 ②-2関係者間の連携・情報共有の場として生活支援体制整備推進会議の設置及び運営を行います。 ②-3毎月小諸市、地域包括支援センターと連絡会議を開催し、定期的に情報交換を行います。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

1.地域福祉協働

1-11 ファミリーサポートセンター運営事業

事業名/所管部署		1-11 小諸市ファミリーサポートセンター事業/総務係		
事業概要	目的	地域における育児の相互援助活動を推進します。		
	現状	・会員数は、依頼会員56名(前年度+5名)、提供会員27名(前年度±0)、両方会員2名(前年度±0)です。 ・市内店舗等へのチラシ・ポスター掲示をお願いし、ファミサポ通信1回発行予定です。 ・説明会を6回、講習会を2回開催予定としています。 ・交流会を1回開催予定としています。 ・上田市講習会見学、担当者連絡会開催しました。 ・依頼子ども傷害保険、提供会員傷害保険、賠償責任保険に加入しています。		
	達成目標	①乳幼児や小学生などの子育て中の依頼会員(預ける側)と、子どもの保育活動の援助を希望する提供会員(預かる側)が安心して活動できるよう相談、連絡調整を行います。 ②会員が活動に必要な講習や情報交換の機会を提供します。 ③活動保険への加入や緊急連絡体制など市との連携を図ります。		
	事業の方法	対象者	依頼会員:市内に居住する方で、援助を必要とする子どもをお持ちの方 提供会員:市内に居住する方で、心身ともに健康で自宅または依頼会員の自宅で子どもを預かれる方	
		時期・頻度	通年	
		内容	①-1会員数の増加に向け、事業内容の周知等の広報を行います。 ①-2会員への情報提供を行います。 ②-1相互援助に必要な知識を付与する説明会、講習会の開催します。 ②-2会員同士の交流を深め、情報交換の場を提供します。 ③-1事業実施内容の向上のため、先進地視察および情報収集を行います。 ③-2緊急時対応マニュアル等を整備し、市と連携を密に図り、活動に必要な保険の加入及び支払い手続きを支援します。	
		その他	①5年に1回のフォローアップ講習(救急救命講習・事故防止に関する講習)の実施を周知 ②講習会を1回実施	
実施状況				
今後に向けて				

2.共同募金配分金事業

2-1 高齢者福祉事業

事業名/所管部署		2-1 ひとり暮らし高齢者交流事業/地域福祉係
事業概要	目的	ひとり暮らし高齢者の福祉増進を図ります。
	現状	・新型コロナウイルス感染症も下火になり、問題なく年1開催しています。 ・R5年度からカラオケも再開しました。 ・アトラクション(今年度は小諸銭太鼓による演奏、銭太鼓体験)、カラオケ、交流
	達成目標	①本事業の対象者と担当者が一堂に会し、親睦を深めることと併せて市内に在住するひとり暮らし高齢者同士が交流する機会を持つことで、横のつながりを創り、意欲的な生活を送れるようにする。人と人とのつながりを保つことにより高齢者の生活の質を向上に努めます。
	対象者	ふれあいレター・あんしんコール対象者 (市内に住む独居の77歳以上の方)
	時期・頻度	年1回、レターの会との話し合いにより決定
	内容	①年1回対象者と実施者が相互に交流できる機会を企画実施します。
	その他	参加費100円(お茶代として) 当日のみのボランティア保険に加入
実施状況		
今後に向けて		

2.共同募金配分金事業

2-2 障がい児・者福祉事業

事業名/所管部署		2-2-1 ふれあいまつり障害者作品展覧会/地域福祉係
事業概要	目的	障害の有無に関わらず共に楽しみふれあう機会を設けます。
	現状	令和5年度は社会福祉大会と同時開催しました。 実行委員会において内容を協議し、各施設や事業所、市内の店舗で作られた飲食物や雑貨の販売、また作品展覧を行いました。 ・各施設や事業所などで作られた作品展覧（ふれあい美術展）・イエローリボン運動（イエローリボンツリー）・各施設や事業所、市内の店舗で作られた飲食物や雑貨の販売（ふれあいマルシェ）の企画・食品ロスをしないことを目指す（フードドライブ）
	達成目標	①市内の福祉施設や福祉団体、ボランティア等で実行委員会を結成し、開催内容について協議し、実施します。
	事業の方法	対象者
		時期・頻度
		内容
		その他
実施状況		
今後に向けて		

2.共同募金配分金事業

2-2 障がい児・者福祉事業

事業名/所管部署		2-2-2 希望の旅/地域福祉係		
事業概要	目的	仲間同士の交流や親睦を深め、楽しみふれあう機会を設けます。		
	現状	令和2年から現在まで、新型コロナウイルス感染症が流行っている中、参加者の中には基礎疾患を抱えている方も多いため、感染防止対策として中止となっています。		
	達成目標	①障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しめる事業を企画実施します。		
	事業の方法	対象者	障がい者（手帳所持若しくは障害年金受給中の方）及び付添者	
		時期・頻度	年1回程度	
		内容	①-2関連するイベント等との同時開催も検討しながら、障がいの有無に関わらず誰もが楽しめる取り組みとなるよう努めます。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

2.共同募金配分金事業

2-3 住民全般福祉事業

事業名/所管部署		2-3-1 小諸市社会福祉大会(共同募金配分金事業) /総務係
事業概要	目的	地域共生社会への思いや意識啓発にかかる取組みをより多くの市民へ届けます。
	現状	今年度はイベントを取り入れた内容とし、式典表彰式と併せてポツチャ大会を実施しました。また「ふれあいまつり・障害者作品展示会」を同時開催としました。
	達成目標	①地域共生社会に実現に向けた取組みとなるよう開催します。
	対象者	市民
	時期・頻度	年1回
	内容	①-1式典、表彰式は総務係の主幹とし、関連するイベント等との同時開催については地域福祉係が主幹となることで、社協全体で社会福祉大会を盛り上げ、多くの方に福祉の理解につながる取組みとなるよう努めます。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

2.共同募金配分金事業

2-3 住民全般福祉事業

事業名/所管部署		2-3-2緊急援護事業/総務係
事業概要	目的	住居等が災害その他緊急援護を必要とするとき赤い羽根共同募金の一部を充当し、限度内において援助します。
	現状	住居の火災による全焼・全壊、半焼・半壊などの火災規模により、見舞金を支給しています。 ※災害規模は市の見舞金支給と合わせ、県共同募金会へ事後請求 令和5年度は1件。例年5件程度に支給。
	達成目標	①市内で火災が発生し、居住に被害があった際には、市や日赤小諸市地区などの関係機関と情報共有し、速やかに支給を行います。
	対象者	小諸市民
	時期・頻度	適時
	内容	①-1火災が起きた際に、市や日赤小諸市地区などと情報共有を行う。必要に応じて、その他必要な支援を関係機関につなぎます。 ①-2火災規模や対応内容を記録し、見舞金支給に向けた調整を行います。(被見舞者の訪問日の調整は市厚生課) ①-3支給後、県共同募金会へ請求事務を行います。
実施状況	その他	
今後に向けて		

2.共同募金配分金事業

2-3 住民全般福祉事業

事業名/所管部署		2-3-3 緊急食糧等提供事業/地域福祉係
事業概要	目的	緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合などに食糧等の生活に必要な物をお渡しすることで、世帯の自立を促し、円滑な社会生活を送れるように支援します。
	現状	・食糧は備蓄倉庫、第3会議室、廊下キャビネットで保管しています。 ・令和5年度現時点(12月)の提供者数は延べ40件。原則は再利用期間が6ヶ月を越えてなければ使用できませんが、提供者との関係を切らさないよう 6ヶ月以内にも食糧支援を実施しているケースがあります。 ・地域住民から衣類やお米の寄付をいただいたり、カーブスフードドライブ、小諸商工会議所女性部から食糧寄付の予定しています。小諸市社会福祉大会でもフードドライブを実施しています。
	達成目標	①緊急的な支援として食糧等を希望される方へ提供します。 ②食糧提供が必要な事例が多いことから、現行の運用の見直しを検討します。
	対象者	小諸市在住者
	時期・頻度	通年
	内容	①緊急的かつ一時的に生計の維持が困難な方へ食糧等の提供を行います。 < 提供品 > 大人2~3日分の食糧(世帯人数分) 乳幼児・要介護には必要物品を提供 日用品(シャンプーやトイレットペーパー等) ②再利用までの期間が現行で妥当であるのか利用状況を確認しながら検討していきます。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

3.障がい福祉サービス事業

3-1 障がい児相談支援事業

事業名/所管部署		3-1 指定障がい児相談支援・指定特定相談支援事業/在宅支援係
事業概要	目的	障がい児、者の方に対し、自立支援の視点でアセスメントを行い、ニーズに沿いつつ、在宅生活の継続ができるよう、地域資源の活用を視野に含めたサービス等利用計画案を立案します。
	現状	利用登録者数は障がい者58名/障がい児15名、計73名(月平均 障がい者14名、児童4名) サービス利用開始・更新時の担当国会議で、モニタリング会議頻度はサービス内容や利用者の心身状況、家庭状況など加味して協議するため、3～6か月に一度の開催予定です。 モニタリング実施時期以外でも、必要な相談・サービス調整があれば、電話相談や自宅・事業所訪問等実施し、他機関との連携も行っています。 小諸市厚生課より障害福祉サービスの希望のケース依頼は多いが、相談支援専門員が3名であるものの、他業務との兼務から新規ケースの受け入れができませんでした。
	達成目標	①月平均 大人35人、児童10人の相談対応を目指します。 ②相談支援専門員が保有している「行動援護従業者養成研修修了」を踏まえ、「行動障害支援体制加算」取得をし、収入増加を目指します。
	事業の方法	対象者
		時期・頻度
		内容
		その他
実施状況		
今後に向けて		

3.障がい福祉サービス事業

3-2 児童発達支援・放課後等デイサービス事業

事業名/所管部署		3-2 児童発達支援・放課後等デイサービス事業/在宅支援係		
事業概要	目的	障がい児の放課後や長期休みの居場所、活動場所の提供をします。 他者や地域交流の機会を確保し、保護者等の介護負担軽減に努めます。		
	現状	児童発達支援事業は、開所当初より利用児童はありません。 障がい特性による行動（衝動性・突発性）を予測し、危険回避行動をしながら、季節行事や地域催事などへ参加することで、様々な体験・経験の機会を確保しています。 新型コロナウイルス感染症の類型変更から、保護者会や社会体験（公共交通機関を利用した遠足）を実施し、日常支援の報告や保護者同士の交流を図りました。		
	達成目標	①支援を必要とする障がいのある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の状況に応じた発達支援を行います。 ②同年代の児童、生徒との交流や対人関係や社会生活を営むための必要な技能、生活習慣の獲得の機会を提供しています。		
	事業の方法	対象者	支援を必要とする就学児童で（小学生、中学生、高校生）障がいのある児童・生徒や発達に特性のある児童・生徒 放課後等デイサービス6名（移行先の事業所の人員体制によっては、9名）	
		時期・頻度	平日（月曜～金曜日、祝日含め） ※土、日、年末年始は開設ありません。 教育機関での下校後から18時まで。学校休業日は8時より開設します。	
		内容	①-1 個々の心身状態に即したアセスメント、個別支援計画作成から、障がい特性に応じた発達支援や課題に対して、解決に向けた支援と、将来の自立と社会参加を目指します。 ①-2 支援を必要とする児童・生徒、家庭に働きかけて、必要な生活上の機能や役割が円滑に果たされるよう、また回復できるよう支援します。 ②-1 地域社会への参加、包容推進のため、子育て支援機関、教育機関、地域との連携を図りながら支援を行います。 ②-2 当事業閉鎖に伴い、相談支援専門員や次の利用事業所と連携し、利用児童・保護者の不安を軽減しながら、次の事業所移行の支援をしていきます。	
		その他	当事業では障害児への支援を介護保険サービス提供時より先駆けて行ってきましたが、最近では佐久圏域に民間サービス事業所が複数開設してきたことから、一定の役割を果たしたと考えています。今後は障害児・者に限らず、地域の居場所作り・サービスを構築していきたいと考えております。 令和6年4月に当事業所の更新申請があり、事業所閉鎖についても了承されました。 日中一時支援事業／移動支援事業は当事業に附随するため、事業廃止時に終了します。	
実施状況				
今後に向けて				

3.障がい福祉サービス事業

3-3 福祉有償運送サービス事業

事業名/所管部署		3-3 福祉有償運送事業/在宅支援係
事業概要	目的	バス、タクシー、電車などの公共交通機関の利用することが困難な方へ、外出や社会参加、余暇活動参加のため、有償で車両による送迎サービスを行います。
	現状	福祉有償運送事業は現在の登録者数は35名、うち定期利用者は5名です。社協内の有資格運転手は15名で、小諸市内には2事業所のみです。 平日午前中を中心に事業を行っています。医療機関への受診を主に、買い物や余暇活動の交通手段となっています。 事業の中で課題が生じた際は行政、医療機関等と連携して対応しています。
	達成目標	①交通ルールを遵守し、バス、タクシー、電車などの公共交通機関の利用することが困難な方への外出支援や社会参加の機会を提供します
	対象者	小諸市民 公共交通機関の利用の厳しい、要介護認定者または障害者手帳の交付を受けた方（登録制）
	時期・頻度	平日（月曜～金曜日） 8時30分から17時まで ※祝祭日、8月13日から8月16日及び12月29日から1月3日を除きます。
	内容	①-1 利用登録制であるため、新規利用希望者について受け入れ時に面談し、互助共助の有無、公共交通機関の利用や他の地域資源の可能性も確認します。 ①-2 他のサービスが適切と判断すれば、つなぎ役をします。 ①-3 事業対応は福祉有償運転手講習修了者のみとします。 ①-4 利用状況によっては、登録者の同意を得て、他機関との協働をします。
実施状況	その他	小諸市に社協含め2事業所のみであり、交通手段・地域資源として必要性が高い事業です。行政や医療機関等から照会があります。事業の次期更新は令和10年頃です。 登録者の利用に関しては、ニーズに対し柔軟な対応ができるよう、正規職員の福祉有償運送運転者講習受講を推奨し、確保しています。
	今後に向けて	

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-1 総合相談支援業務/地域包括支援センター運営事業		
事業概要	目的	高齢者の生活に関する総合相談窓口機能を果たすとともに、課題解決ネットワーク構築に努めることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを推進します。		
	現状	高齢者本人、家族、医療関係者、民生・児童委員をはじめとする地域の方々から生活上の困りごとについて相談いただき、制度や資源のご紹介や関係機関との連携を行っています。		
	達成目標	① 高齢者の生活に関する相談にワンストップで応じ、窓口機能を果たします。 ② 関係機関と多様なネットワークを構築し、そのネットワークの質を高め複合的な課題の解決を図ります。		
	事業の方法	対象者	・ 市内在住の概ね65歳以上の方とその関係者 ・ 介護保険第2号被保険者で介護保険サービス利用の対象となる方	
		時期・頻度	通年	
		内容	① 市民および関係機関に向けて総合相談窓口の周知に取り組みます。 ② 個別ケースを通して関係機関との連携を図るとともに、組織間連携の強化に向けて情報共有の機会の創出に取り組みます。	
		その他		
実施状況				
今後に向けて				

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署			4-1-2 権利擁護業務／地域包括支援センター運営事業	
事業概要	事業の方法	目的	高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害防止等、高齢者の権利・利益の保護に努めるとともに、関係機関とのネットワーク構築に努めることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制を作ります。	
		現状	高齢者の権利を守るため、行政各課や社協内、介護支援専門員や介護保険サービス提供事業所、関係機関との連携をしています。 特に高齢者虐待に関しては、被虐待者の安全の確保と相談の終結に向けた支援を行うほか、定期的な虐待コアメンバー会議の参加により切れ目のない連携をしています。	
		達成目標	① 行政と連携し、高齢者虐待の早期発見に向けたネットワークを構築していきます。また、関係機関と連携し、高齢者虐待の早期解消に取り組みます。 ② 判断能力の低下した方の権利が守られるよう、成年後見制度等の活用を提案し、関係機関と連携します。 ③ 消費者被害防止に向けて、関係機関と連携します。	
		対象者	市民	
		時期・頻度	通年	
		内容	① 関係機関と連携し、高齢者虐待防止に関する啓発活動を行います。また、虐待発生事案に関しては早期解消に向けた支援を行います。 ② 個別ケースを通して関係機関との連携を図るとともに、組織間連携の強化に向けて情報共有の機会の創出に取り組みます。	
	その他			
実施状況				
今後に向けて				

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-3 包括的・継続的ケアマネジメント業務/地域包括支援センター運営事業
事業概要	目的	介護支援専門員や地域の関係機関、医療機関、行政機関等との連携、社会資源の活用により、切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。
	現状	長野県介護支援専門員協会協力のもと、行政と協働しケアプラン点検事業を実施しています。併せて、指導内容を踏まえたアドバイス等を介護支援専門員に対し個別に行っています。また、介護支援専門員連絡会主催の学習会や地域包括支援センター主催の学習会を通して市内介護支援専門員の底上げを図っています。
	達成目標	① 各種会議や個別ケース等のやり取りを通して、介護支援専門員や介護保険施設等と相互理解を深めます。 ② ケアマネジメントに関する相談助言等を通して、介護給付適正化の一助となります。 ③ 介護支援専門員等に地域包括ケアを見据えた議題提供を行い、共通意識を高め、地域生活課題の解決に取り組みます。
	対象者	介護支援専門員等の専門職、医療ソーシャルワーカー等高齢者の医療や介護の相談を担当する者、行政等
	時期・頻度	通年
	内容	① 介護支援専門員等専門職の相談の場となり、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門性を生かした支援を行います。 ② 行政と協働しながらケアプラン点検事業を実施し、適正なケアプラン作成について介護支援専門員と一緒に考えていきます。 ③ 介護支援専門員連絡会の学習会や事例検討会等、自己研鑽につながる学習会の企画運営に取り組みます。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-4介護予防ケアマネジメント業務及び第1号介護予防支援事業/地域包括支援センター運営事業
事業概要	目的	高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐための取り組みをすすめます。
	現状	通所型サービスC事業は全2回、いずれも10名の定員で週1回、半年間の短期集中型訓練指導(運動、食事等)を実施しました。また、通所型サービスB事業は令和5年度新たに4名が隔週1回、閉じこもり防止と交流の機会を得る目的で参加を継続しています。
	達成目標	通所型サービスB(住民主体による支援)、通所型サービスC(短期集中予防サービス)のマネジメントを通して、ハイリスク高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎます。
	対象者	・概ね80歳までの対象年齢(76歳、78歳および80歳)の高齢者で、基本チェックリストのうち「運動器機能低下」に該当する者 ・基本チェックリストのうち、「閉じこもり」「うつ」「認知症」何れかの項目に該当する65歳以上の市民
	時期・頻度	通所型サービスC事業は半年間、年2回 通所型サービスB事業は通年、毎月第2・4水曜日午前中
	内容	① 基本チェックリスト及び本人・家族との面接により、運動及び移動、日常生活、社会参加、健康管理の各領域の課題を分析します。 ② 本人と協働し、ハイリスク高齢者が要介護状態になることをできる限り防げるよう、短期集中プログラム・住民主体型支援プログラム利用のためのケアプランを作成します。 ③ 短期集中予防サービス利用者に対しては、サービス終了後のセルフプラン実現に向けたアドバイスを行い、生活機能の維持向上に努められるよう支援します。 ④ サービス提供事業所・団体と連携します。
実施状況	その他	
今後に向けて		

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業		4-1-5 認知症に関する取り組み/地域包括支援センター運営事業		
事業概要	事業名/所管部署	認知症になっても、本人や家族が地域で安心して生活できる地域づくりを推進します。		
	目的			
	現状	行政及びキャラバンメイト連絡会と協働し、認知症の方への理解を深めるための様々な啓発活動を行いました。具体的には中学生や福祉団体職員等を対象とした認知症サポーター養成講座を開催や、認知症啓発動画の撮影やポスター制作等に取り組んでいます。 また、認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の方や家族に対する個別支援策や認知症の方の地域生活を支えるための手段等を検討しています。		
	達成目標	① 多様な機会、手段を活用し、認知症に関する正しい理解を推進します。 ② 認知症高齢者やその家族の不安を受け止めつつ、伴走型の支援に取り組めます。 ③ 認知症高齢者支援に関連した仕組みづくりを行政・関係機関と共に進めます。		
	事業の方法	対象者	・市民 ・軽度認知障害を含む認知症の方やその家族、関係者等	
		時期・頻度	通年(但し、認知症市民公開講座は年1回、認知症サポーター養成講座等は概ね月1回程度の開催)	
内容		① 行政等と連携し、認知症サポーター養成、認知症サポーターキャラバンメイト活動を支援します。また、行政等と連携し、認知症ケアパスの普及啓発に取り組めます。 ② 認知症地域支援推進員を配置し、行政と共に認知症施策を検討します。 ③ 認知症の方やその家族等の個別相談に応じ、望む暮らしに合わせた支援に努めます。 ④ 認知症初期集中支援チームと連携し、医療機関へのつなぎや家族の負担軽減を図ります。 ⑤ 認知症高齢者やその家族に関する支援体制の強化に向けたネットワーク構築を図ります。		
	その他			
実施状況				
今後に向けて				

4.地域包括支援センター運営事業

4-1 地域包括支援センター運営事業

事業名/所管部署		4-1-6地域包括ケアシステムの深化・推進のための活動・取り組み/地域包括支援センター運営事業
事業概要	目的	行政、介護、保健、医療等の関係機関や、民生・児童委員や自治会、ボランティア等の地域住民と連携して、地域包括ケア体制の構築を推進します。
	現状	地域ケア個別会議を開催し、高齢者等の個々の地域生活課題の解決に向けた支援策を地域住民を交えた関係者と共に検討・対応しました。また、包括が事務局業務を担当する諸会議の開催や関係団体が主催する諸会議への参加を通し、顔が見え相互に相談しやすい関係作りの構築に努めました。
	達成目標	① 個別支援の中から共通する課題を抽出し、地域生活課題の見える化に取り組みます。 ② 身寄り、人生の最終段階の医療の問題について関係者で課題共有し、解決に向けた取り組みをすすめます。
	対象者	高齢者やその家族、行政、介護、保健、医療等の関係機関、民生・児童委員、自治会、知人友人やボランティア等の地域住民
	時期・頻度	通年
	内容	① 地域ケア個別会議を実施し、地域生活課題解決に向けて取り組みます。 ② 小諸市北佐久医療・介護連携推進協議会に参加し、切れ目ない支援体制の構築を図ります。 ③ 生活支援コーディネーターとの連携、生活支援体制整備推進会議へ参加し、地域生活課題の解決に向けた体制を作ります。 ④ 在宅サービス調整会議等を通して多職種連携の土台作りに取り組みます。 ⑤ 小諸市介護保険事業者等連絡会の事務局として介護保険事業者等の連携体制の構築に取り組みます。
	その他	
実施状況		
今後に向けて		

4.地域包括支援センター運営事業

4-2 介護給付事業

事業名/所管部署		4-2 介護予防ケアマネジメント事業／地域包括支援センター介護給付事業		
事業概要	目的	① 利用者の選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるように支援します。 ② 重度化防止の視点を持って支援します。 ③ 可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるように利用者の力が引き出されるよう支援します。		
	現状	介護予防ケアマネジメント数は大幅な増減なく、月平均337件の実績があります。市内居宅介護支援事業所にマネジメントを依頼する、委託ケースの件数は毎月減少傾向にあるのに対し、地域包括支援センターに所属する介護支援専門員等が直接マネジメントを行う直営ケースの件数は毎月微増傾向にあります。		
	達成目標	① 自分でできることは可能な限り自身で行えるよう支援することで、利用者の生活機能が維持向上できるようにします。 ② 一人ひとりの異なる目標や意欲を高める興味関心ごとを探し、保険給付以外の各種の社会資源も活用します。 ③ 社会資源を活用し、支援者間で連携・情報共有を図りながら、望む暮らしの実現を支援します。		
	事業の方法	対象者	・要支援認定(要支援1または2)を受けた小諸市民、または小諸市内の住所地特例施設に入所している要支援認定者 ・小諸市介護予防・日常生活支援総合事業利用対象者	
		時期・頻度	通年	
		内容	① 本人・家族との面接等を踏まえ、運動及び移動、日常生活、社会参加、健康管理の各領域の課題を分析します。 ② 本人と協働し、自立支援と重度化防止を目的としたケアプランを作成します。 ③ サービス等の状況を把握し、事業所と情報共有及び連携を図ります。 ④ 定期的に本人・家族と面接を行い、心身の状況等を把握し、必要に応じてケアプランを見直します。 ⑤ 介護予防ケアマネジメントに関わる職員が研修や学習会、事例検討会等への参加を通し、支援の質を向上させます。	
その他				
実施状況				
今後に向けて				

